ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて
家計が急変したひとり親家庭の方へ

給付金の申請はお済みですか？

なりたひとり親家庭応援給付金
ひとり親世帯臨時特別給付金

１世帯当たり５万円が受け取れます。

（第2子以降1人につき3万円を加算）

お早めに支給要件をご確認ください！

支給対象となる方

- 令和２年６月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。
  - ▶ 収入基準額（親１人、子ども１人の世帯の場合）：365万円未満
  - ▶ 令和２年６月以降に上記要件に該当した方も対象です。
  - ▶ 「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含みます。

- 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している。
  - ▶ 平成14年４月１日以降（障害の状態にあるお子さんの場合は平成12年４月１日以降）に生まれたお子さんが対象です。

＊支給要件など給付金に関する疑問は、下記まで　　お問い合わせください。

●厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター：0120-400-903（受付時間　平日9:00～18:00）
FAX：03-6740-2297（**24時間受付**）※聴覚に障がいがある方や電話での問い合わせが困難な方
●成田市役所「なりたひとり親家庭応援給付金・ひとり親世帯臨時特別給付金」
健康こども部子育て支援課：0476-20-1538（受付時間　平日8:30～17:15）

給付金（家計急変者対象）の支給手続き

▶ なりたひとり親家庭応援給付金及びひとり親世帯臨時特別給付金（家計急変者対象）の支給を受けるためには、**申請が必要**です。

▶ 申請書に必要事項を記入して、**窓口に直接**、または**郵送**でご提出ください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して、指定された口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

ひとり親世帯

(1)給付金の申請手続き

窓口に直接か郵送でご提出ください。

(2)指定口座へ振込み

提出された申請書から、給付金の支給要件に該当するかを判断した上で振り込みが行われます。

お住まいの自治体

給付金（家計急変者対象）について、よくあるご質問

Q）新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。
A）令和２年２月以降の任意の１か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。

Q）扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。
A）消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。

Q）添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか。
A）例えば、下記が考えられます。
・給与収入を有する方は給与明細など
・事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など
・公的年金等収入を有する方は年金額改定通知書など

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。